

令和3年度第27回士別市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年5月26日（水）11：00～12：00

会場：庁議・来賓室

出席者 牧野市長、相山副市長（欠席）、中峰教育長

市立病院三好副院長、中館総務部長、藪中市民自治部長、田中健康福祉部長、鴻野経済部長

千葉建設水道部長、三上生涯学習部長、東川経営管理部長、柳消防長、半澤総務課長

藤田農業振興課長（代理）、武山社会教育課長、坂本合宿の里・スポーツ推進課長

庶務：藪中福祉課長、瀧上こども・子育て応援課長、増田地域包括ケア推進課長（欠席）

協議事項

1. 北海道における緊急事態宣言の対応について

～緊急事態宣言が延長された場合の対応について～

(1) 合宿の受け入れについて

国内合宿については感染対策を万全に行い、6月1日（火）から受け入れることとする。

(2) 公共施設のあり方について

(社会体育施設)

①6月1日（火）から、屋外の社会体育施設を使用可能とする。但し、キャンプ場等、市外からの集客が予想される施設は休止とする。

②使用者は市内在住者（「市内に通勤・通学するもの」を含む）及び市が認めた合宿者とする。

③施設利用時間は午後7時とする。但し、ナイトー設置施設は8時までとする。

④部活動（少年団を含む）は、学校が必要と判断し教育委員会が認めた場合は、屋内社会体育施設（総合体育館、朝日農業者トレーニングセンター）の利用を可能とする。

※屋外施設において、市外の方は利用できない旨看板を設置する。

(社会教育施設)

・休館等の対応を継続する。（ただし、日程の延期や変更等が極めて困難な場合、既に予定・予約済で延期・変更が困難な場合、あるいは施設が使用できないことによって、市民生活に支障をきたす場合は、利用を認める。）

※今後、状況をみながら制限の見直しも行っていく。

(3) 職場の感染対策について

・マスク、手指消毒、施設内の消毒、発熱の際の職場への報告等を徹底する。

・各職場において、業務継続計画の再確認を行う。

・庁舎が閉鎖された場合の対応などについても、再確認する。

2. その他

特になし